

(別紙)

別添 機能性表示食品

機能性表示食品については、食品表示基準のほか、以下の告示及び通知を参照すること。

- ・ 機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）
- ・ 食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の5の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示（令和6年内閣府告示第106号）
- ・ 機能性表示食品の届出等に関するマニュアル（令和6年8月30日付け消食表第775号食品表示課長通知）